



2021 United Nations Decade
2030 of Ocean Science
for Sustainable Development

持続可能な開発のための国連海洋科学の10年

日本ユネスコ国内委員会について

国連海洋科学の10年 第1回研究会

2020年11月6日(金)

日本ユネスコ国内委員会事務総長／文部科学省国際統括官
田口 康



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

日本ユネスコ国内委員会

Japanese National Commission for UNESCO

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)

概要

名称	国際連合教育科学文化機関(ユネスコ) United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)
創設等	憲章採択：昭和20(1945)年11月16日 創設：昭和21(1946)年11月4日 日本加盟：昭和26(1951)年7月2日(日本が戦後最初に加盟した国連機関)
本部	パリ(フランス)【現地事務所等：世界各地54カ所】
加盟国数	193か国(2020年11月現在) ※2018年末に米国とイスラエルが脱退。
事務局長	オドレー・アズレー氏(Ms. Audrey Azoulay) 任期：4年(1期目) 2017年11月～2021年11月(予定)
予算総額	2カ年：2018-2019年：1,224,746,700米ドル(約1,334億円) 分担金における我が国の分担率は11.052%(加盟国中、中国に次いで第2位)

(ユネスコ憲章前文)

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」

Since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defences of peace must be constructed.



ユネスコ事務局の組織図と各分野における主な取組

<教育>

- ・持続可能な開発のための教育 (ESD)

の推進によるSDGs実現への貢献

<自然科学>

- ・政府間水文学計画 (IHP)
- ・人間と生物圏 (MAB) 計画
- ・地質科学国際研究計画 (IGCP)

<政府間海洋学委員会 (IOC)>

<人文・社会科学>

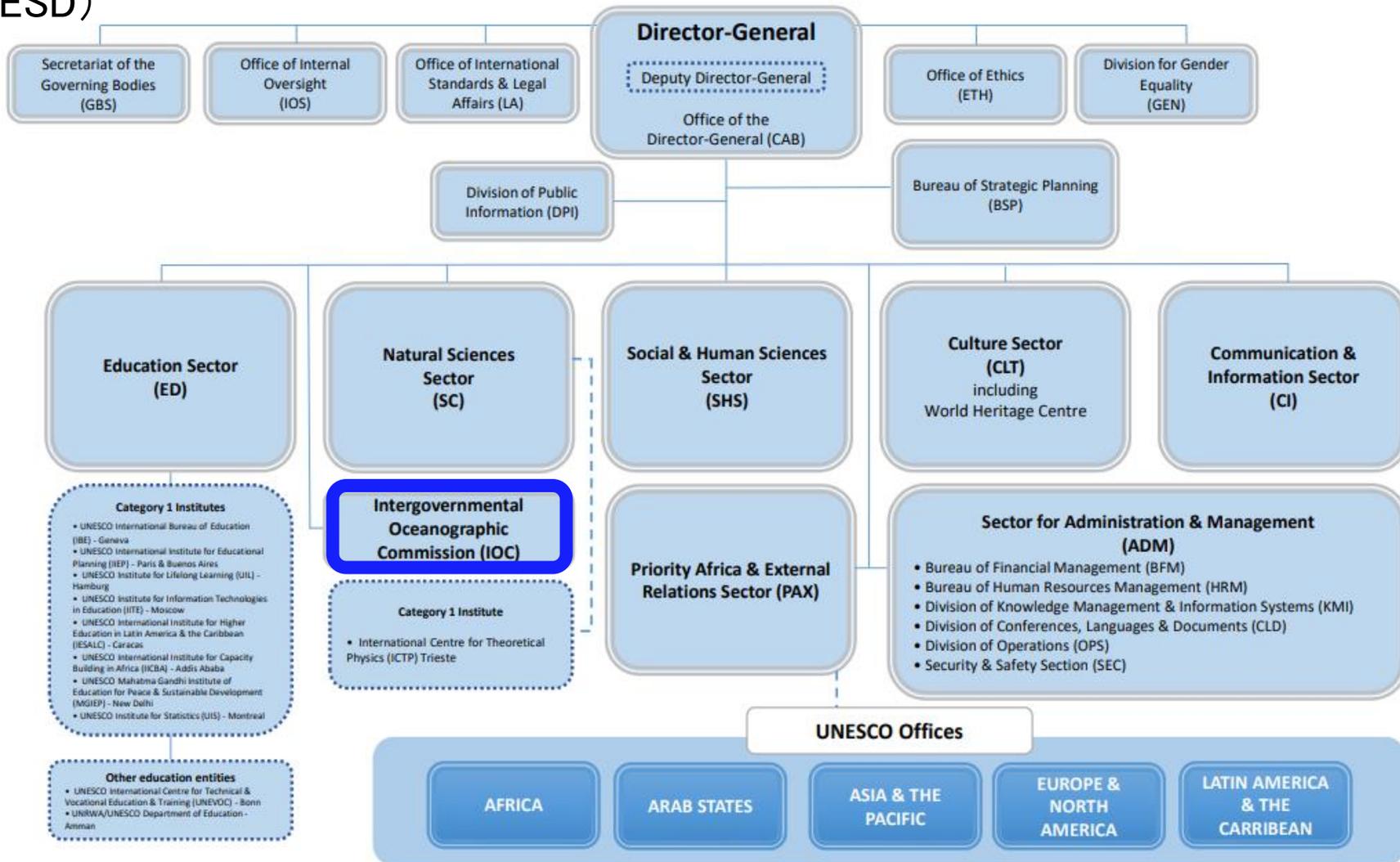
- ・アンチ・ドーピング対策及びスポーツ憲章に沿った取組
- ・ユースを対象とした施策の実施
- ・生命倫理関係施策の実施
- ・人工知能 (AI) の倫理に関連する施策の実施

<文化>

- ・文化多様性条約、無形文化遺産保護条約に関する施策の実施
- ・ユネスコ創造都市ネットワーク事業
- ・(世界遺産センター) ・世界遺産条約に基づく、世界文化遺産及び世界自然遺産の保護

<情報・コミュニケーション>

- ・「世界の記憶」

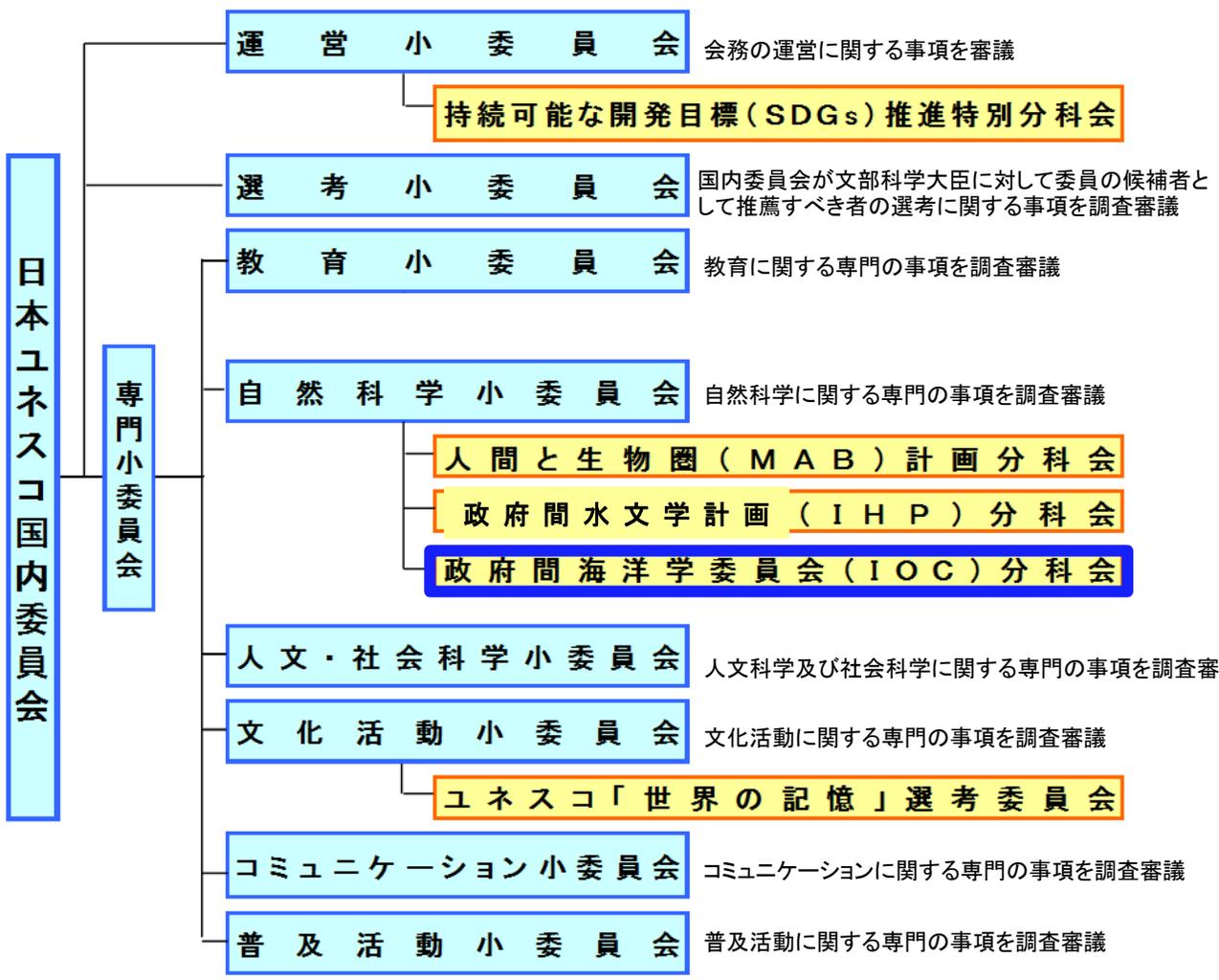


日本ユネスコ国内委員会

- ユネスコ憲章により、加盟国は国内委員会を設置することが望ましいとされていることを受け、「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、「日本ユネスコ国内委員会」を国の特別の機関として設置。文部科学省国際統括官付が事務局を務める。60人以内の委員で組織され、会長は濱口道成 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長。
- 年に2回総会が開催される。
- 我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡、調査や基本方針の策定等を行う。
- ユネスコ総会に関しては、関係各大臣の諮問に応じて、ユネスコ総会における政府代表や議事に関する事項を調査審議し、これらに関し必要と認める事項を関係各大臣に建議(答申)。

日本ユネスコ国内委員会の組織

国内委員会の下には、委員で組織する小委員会として、運営小委員会、選考小委員会に加え、教育、自然科学、社会科学、文化活動、情報コミュニケーション、普及活動の各専門小委員会を設置(機動的・効果的な運営に向けて、6つの小委員会を、教育、科学、文化・コミュニケーションの3つの小委員会に再編予定)。自然科学小委員会の下には、**政府間海洋学委員会(IOC)分科会**、政府間水文学計画(IHP)分科会、人間と生物圏(MAB)計画分科会が設置されている。



科学分野

日本ユネスコ国内委員会では、政府間海洋学委員会 (IOC)、国際水文学計画 (IHP) といった国際協力事業の推進や、生物圏保存地域 (ユネスコエコパーク)、ユネスコ世界ジオパークといった登録事業に参加。これらの取組を通じ、人々の生活と自然の調和や海洋・水環境の保全を推進することで、SDGs達成に貢献することとしている。

■政府間海洋学委員会 (IOC)

本委員会は、国際協力により水資源の合理的管理のために科学的基礎を提供することを目的とした、海洋学に関する知識、理解増進のための海洋科学分野における国際協力枠組み。国連総会で採択された「**国連海洋科学の10年(2021-2030)**」の実施計画の提案主体。総会は2年に一度、執行理事会は毎年開催され、我が国のIOCナショナルコミッティであるIOC分科会の主査を中心に専門家として派遣し対応を行っている。



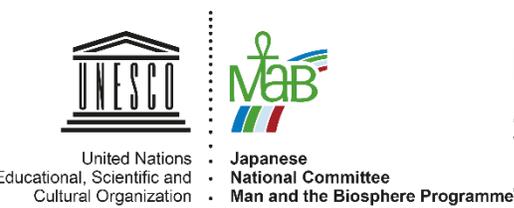
■政府間水文学計画 (IHP)

国際協力による水資源の最適な管理のための科学的基盤の提供を目的とした水科学分野における国際協力枠組み。我が国は36か国からなる政府間理事会のメンバー。政府間理事会は2年に一度開催され、我が国のIHPナショナルコミッティであるIHP分科会の主査を中心に専門家として派遣し対応を行っている。



■人間と生物圏 (MAB) 計画

生物多様性の保護と持続可能な自然と人間との共生を目指す活動を推進。活動の一環として、ユネスコが認定する生物圏保存地域 (ユネスコエコパーク) において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和に向けた実践が各地で行われています。多様な生態系の保全と地域の自然資源の持続的な利活用を通して、自然と人間社会の共生を図る実践が各地で行われている (国内登録数は10カ所 (例: 屋久島・口永良部島))。



■ユネスコ世界ジオパーク

国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業。(国内登録数は9カ所 (例: 隠岐、室戸、島原半島、伊豆半島))



ユネスコ活動の活性化について(建議)抜粋

令和元年10月18日

日本ユネスコ国内委員会は、2015年にユネスコが70周年を迎えた際、これからの時代のユネスコ活動がどうあるべきかについて検討し、①新しい時代の国際社会における「知的リーダー」としての役割、②持続可能な社会の実現への貢献、③多様性を尊重する社会の実現への貢献、の3点をユネスコの役割として提言し、会長ステートメントとしてとりまとめたところである。こうしたこれまでの提言も受け継ぎつつ、新たな諸課題を踏まえ、政府が関係者と連携しつつ、次に挙げた事項を中心にユネスコ活動の活性化に向けた必要な措置をとることを要望し、ここに建議する。

1 SDGs達成に向けた、持続可能な開発のための教育(ESD)の推進における主導的な役割の維持

2 「国連海洋科学の10年」に向けた活動の活性化

2021年から始まる「国連海洋科学の10年」に向けて、持続可能な海洋の保護と利活用における科学の重要性について普及を図ること。また、ESDとの相乗効果が得られるような教育関係者との協力も含め、SDGsの達成に幅広く貢献するよう分野を越えた連携を図ること。

3 加盟国間の友好と相互理解の促進のためのユネスコ改革への貢献

4 ユネスコ活動のメリットを生かした地域創生や多文化共生社会の構築

5 多様なステークホルダーの連携を深める戦略的なプラットフォームの構築

持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021-2030)



- ◆ 2017年12月の国連総会で採択・宣言
- ◆ 海洋科学の推進により、持続可能な開発目標(SDG14「海の豊かさを守ろう」等)を達成するため、2021-2030年の10年間に集中的に取り組を実施



- 【目的】**
- 海洋の持続的な開発に必要な科学的知識、基盤、パートナーシップを構築する。
 - 海洋に関する科学的知見、データ・情報を海洋政策に反映し、全ての持続可能な開発目標達成に貢献する。

【国連海洋科学の10年で目指す社会的成果実施計画2次ドラフト版】

- きれいな海 - A Clean Ocean
- 健全で回復力のある海 - A Healthy and Resilient Ocean
- 持続的に収穫できる生産的な海 - A Productive Ocean
- 予測できる海 - A Predicted Ocean
- 安全な海 - A Safe Ocean
- 万人が利用できる海 - A Accessible Ocean
- 心揺さぶる魅力的な海 - An Inspiring and Engaging Ocean



総合海洋政策本部参与会議等での議論
 第3期海洋基本計画(H30.5閣議決定)
 国連海洋科学の10年の実行計画策定及びその実施に積極的に関与し、SDGsの達成に向けて我が国として貢献
 総合海洋政策本部参与会議意見書(R2.6.30)
 国連海洋科学の10年に積極的に関与していくことが重要

日本ユネスコ国内委員会 建議
 ユネスコ活動の活性化について(R1.10.18決定)
 「国連海洋科学の10年」に向けた活動の活性化
 2021年から始まる「国連海洋科学の10年」に向けて、持続可能な海洋の保護と利活用における科学の重要性について普及を図ること。また、ESDとの相乗効果が得られるような教育関係者との協力も含め、SDGsの達成に幅広く貢献するよう分野を越えた連携を図ること。

多様なステークホルダーを巻き込んだ展開が必要！
 海洋科学コミュニティ、海洋政策・SDGs政策関係者、ビジネス・産業界、ドナー・財団、市民社会&NGOs等



他のSDGsの達成にも貢献



ユネスコとの関係

◆ 「国連海洋科学の10年」の国連への提案主体
 ⇒ ユネスコIOCにおいて2年にわたり提案を審議。
 ⇒ ユネスコ総会を経て、2017年の国連総会で採択・宣言

◆ ユネスコIOCにおいて、「国連海洋科学の10年」に向けた取組を推進

「国連海洋科学の10年」の実行計画策定機関
 ⇒ 2021-2030年に実施すべき具体的な取組をとりまとめ中。実行計画案は、本年12月の国連総会海洋及び海洋法に関する包括決議の一環で採択予定。

ユネスコIOC: 政府間海洋学委員会
 Intergovernmental Oceanographic Commission
 ・国際協力により地球規模での海洋学に関する知識、理解増進のための科学的調査の推進を図ることを目的に1960年に設立
 ・海洋科学調査及び研究活動に係る唯一の国連機関



持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021-2030) 北太平洋地域計画会合の開催について

Regional Planning Workshop for the North Pacific and Western Pacific Marginal Seas towards the UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development

- 2021年から開始する「国連海洋科学の10年」の実施計画策定に向けて、実施期間中に、北太平洋地域において、重点的に推進・活動していくべき事柄について意見交換を実施。＜文部科学省がホスト国として開催支援。＞
- 北太平洋・西太平洋縁域国の**海洋科学関係者、NGO、企業、省庁関係者等18か国160名以上**が参加。

基本情報

1. 日程 令和元年7月31日(水)～8月2日(金)
2. 場所 イイノホール(東京都千代田区)
3. 主催 ユネスコIOC(WESTPAC:西太平洋地域小委員会)
- 共催 IOC分科会、北太平洋海洋科学機構(PICES)
4. 協力 海洋研究開発機構(JAMSTEC)
東京大学大気海洋研究所(AORI)

会合のポイント

●「国連海洋科学の10年」の達成目標となっている6つの社会的成果＜①きれいな海、②健康的で回復力を持つ海、③予測可能な海、④安全な海、⑤持続的な収穫と生産力のある海、⑥透明性がありアクセス可能な海＞(仮訳)に即して、各成果を達成するために今後必要となる事柄を議論。

(主な意見)

- 域内の知識格差の解消、科学的優先事項の順位付けのための国際的イニシアチブやパートナーシップ強化が必要。
- 能力開発、海洋科学技術移転やデータ共有の促進は「10年」成功の鍵となる事項。
- 「10年」の実施期間を担う若手研究者の巻き込みは特に重要。



▲開会式(IOC,WESTPAC,バンコク事務所、国内委事務局、内閣府海洋本部、PICESから登壇)



▲6つのWGに分かれて議論



▲ポスターセッションで日本の海洋教育に関する取組を紹介。



▲プラスチックを使わない会議運営(紙のネームカードと組紐の首かけ)

持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021-2030) 北太平洋地域計画会合の開催について

Regional Planning Workshop for the North Pacific and Western Pacific Marginal Seas towards the UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development



第51回IOC執行理事会で採択されたロードマップ上 優先領域(7領域)【2019年7月】

1. 包括的海底地図(デジタル)
2. 包括的な海洋観測システム(深海観測)
3. 海洋エコシステムへの理解
4. データ情報ポータル
5. 早期警報総合システム
6. 地球規模システム上での海洋観測・研究・予測・人文社会科学との連携
7. 海洋における人材育成、研修、能力開発、海洋技術移転

横断的優先事項

1. 優先する人材育成
2. 海洋技術移転
3. パートナーシップ
4. データ・情報の横断的共有

北太平洋地域内で 認識された共通課題【2020年2月】

1. 人材育成
 - ・地域内におけるRTRC(地域人材トレーニングセンター)間ネットワークの向上
 - ・海洋リテラシー・プロジェクトとの協力
 - ・地域アセスメントを基盤とした海洋技術移転
2. オープンデータ・情報共有
 - ・2003年のIOC海洋データ情報交換ポリシー推進ポリシーの実現について、IOCは実行性のある具体的方策を模索する必要がある(=地域における能力向上の必要性)
3. パートナーとの共同・より広範なステークホルダーの関わり
 - ユース、ジェンダー平等、民間セクター
4. 地域間協力の推進

「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」の周知・普及

持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021-2030)



2021-2030 United Nations Decade of Ocean Science for Sustainable Development

- ◆ 2017年12月の国連総会で採択・宣言
- ◆ 海洋科学の推進により、持続可能な開発目標(SDG14「海の豊かさを守ろう」等)を達成するため、2021-2030年の10年間に集中的に取り組を実施
- ◆ 国連コミュニティ全体で、ユネスコ(政府間海洋学委員会(IOC))のみならず、国連食糧農業機関(FAO)、国際水路機関(IHO)、国際海事機関(IMO)、国際海底機構(ISA)、国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、国連防災機関(UNDRR)、世界保健機関(WHO)、世界気象機関(WMO)10の機関・プログラム・機構等により共同で推進し、国連海洋法条約(UNCLOS)の枠組みの中で実施予定。国連システム内の調整については国連海洋(UN-Oceans)がIOCと協力。

総合海洋政策本部参与会議意見書(令和2年6月30日安倍首相へ手交)抜粋

(3)SDG14 実現のための「日本モデル」の基本的指針

③ 科学技術による基盤形成と強化

科学的知識、基盤、パートナーシップを構築し、海洋に関する科学的知見、データ・情報を通じて、

SDG14を始めとするSDGsの達成に貢献することを目指す「国連海洋科学の10年」に積極的に関与していくことが重要である。



日本ユネスコ国内委員会の役割

海洋基本計画に基づく施策の総合調整を行う総合海洋政策本部やその他の関係機関等と連携しつつ、多様なステークホルダーを巻き込んだ取組とすることを旨とし、以下のような周知・普及活動を実施する。

「国連海洋科学の10年」関連イベントの登録

- 国連海洋科学の10年についてHP等で周知。対象期間中に開催される国内の様々な海洋関連のイベントに対し、国連海洋科学の10年関連イベントへの登録を呼びかけ。
- 登録されたイベントにおいては、ロゴマーク等を使用した広報活動を展開。

教育機関等と連携した取組

- 全国のユネスコスクールをはじめとする学校を対象に、海洋教育に関するグッドプラクティスを募集し、来年のユネスコスクール全国大会において表彰。